

都立橘高等学校 管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立橘高等学校全日制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、自発性と自律性に基づく円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

- 1 主任教諭及び主任養護教諭は、校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割を担う。
- 2 主任教諭及び主任養護教諭は、指導・監督の役割を有する主幹教諭を補佐する。
- 3 主任教諭及び主任養護教諭は、他の教諭へ、助言と支援などの指導的な役割を担う。

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、生活指導部、進路指導部、企画広報部、図書部及び情報部を置く。

教務部

教育課程の編成・実施・評価、教科書及び教材の取り扱い、学習指導、授業改善等教務に関すること、教員研修に関するここと並びに入学選抜に関するここと及び学校要覧の整備等を所掌する。他の部に属さないことを所掌する。

生活指導部

生徒指導計画の立案及び実施、規範意識・基本的生活習慣確立に関する指導、教育相談、特別活動・部活動指導等生活指導に関するここと並びに保健計画の立案及び実施、生徒の保健指導・健康管理、美化活動等の環境整備等、保健・環境に関するこことを所掌する。なお、生活指導部内に、問題行動への効果的な対応と未然防止を図り、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために、学校サポートチームを設置する。

進路指導部

進路指導計画の立案及び実施、キャリア教育の計画、実施、評価、改善に関するここと及び高大連携、就業体験に関するこことを所掌する。

企画広報部

地域・産業界との連携、海外との交流事業に関すること、生徒募集にかかる学校説明会など募集・広報活動に関すること、また、その他、本校の将来像を見据え、発展するための企画立案を所掌する。

図書部

図書・読書指導及び図書館活用に関する事を所掌する。

情報部

情報システム及び情報機器の管理を担い、教職員並びに生徒の情報機器利活用を促進するとともに、校内における情報教育を推進し、学習環境の充実及び情報活用能力の育成を図ることを所掌する。

2 学年

第1学年、第2学年、第3学年とする。

3 学科

産業科を置く。

4 教科

(1) 国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、ものつくり、IT、ビジネスの各教科を置く。

(2) 国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、ものつくり、IT、ビジネスに教科主任を置く。

5 企画調整会議

企画調整会議を置く。企画調整会議については第10で定める。

6 職員会議

職員会議を置く。職員会議については第11で定める。

7 教科会

国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、ものつくり、IT、ビジネスに教科会を置く。

8 委員会

次の各委員会を置く。

(1) 教育課程委員会

教育課程の編成、実施、評価、改善にかかる事。

(2) 教科書選定委員会

使用教科用図書の選定にかかる事。

(3) 開放事業運営委員会

学校開放事業にかかる事。

(4) 入学者選抜委員会

学力検査等の実施を始めとする入学者選抜にかかる事。

(5) 安全衛生委員会

学校職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成促進等、安全衛生にかかる事。

(6) セクシャルハラスメント防止委員会

セクシャルハラスメントの防止にかかる事。

(7) ホームページ管理運営委員会

ホームページに関する管理運営にかかる事。

(8) TA IMS・成績管理委員会

TA IMS及び成績管理サーバーにかかる事。

(9) ICT推進委員会

ICT教育の推進にかかる事。

(10) インターンシップ・デュアル委員会

インターンシップ、橘版デュアルシステムへの参加および地域産業界との連携による就業体験等にかかる事。

- (11)国際理解教育検討委員会
次代を担うリーダーの育成と国際交流に関わること。
- (12)カウンセリング委員会
生徒・保護者の学習、生活、進路の悩みにかかわること。
- (13)学校保健委員会
生徒の健康管理、健康相談、健康指導及び救急措置にかかわること。
- (14)食物アレルギー対応委員会
食物アレルギー対応に関わること。
- (15)防災教育推進委員会
避難訓練、防災訓練等への参加および学校と地域との連携による実践的な防災教育等にかかわること。
- (16)体罰防止対策委員会
体罰の防止対策に関わること。
- (17)図書館運営委員会
図書館の運営に関わること。
- (18)その他
校長が必要と認めたときは、その他の委員会を置くことができる。

9 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会(以下「パートナーシップ協議会」という。)を置く。パートナーシップ協議会の活動内容等については別に定める。

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、情報部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とし、経営企画機能の充実を図る。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、企画広報主任、図書主任、情報主任、第1学年主任、第2学年主任、第3学年主任及び校長の認めたものとする。

3 パートナーシップ協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議にパートナーシップ協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第1 1 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員(非常勤教員、嘱託員及び非常勤講師等)も参加できる。

3 パートナーシップ協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議にパートナーシップ協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校长に提出する。ただし、緊急かつ校長が認めた事項については、この限りではない。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第1 2 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 学習目標の策定と検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 定期考查および学習評価に関すること。
- (5) 教科書選定に関すること。
- (6) 教科会の招集と開催に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (9) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。

3 構成員

構成は同一教科のすべての教員のほか、教科指導上必要に応じて非常勤教員、実習助手を加えて構成する。

4 開催

会議の開催は年間行事計画、年間授業計画を踏まえ、年間開催日を決定した上で、月2回(年間24回)開催する。

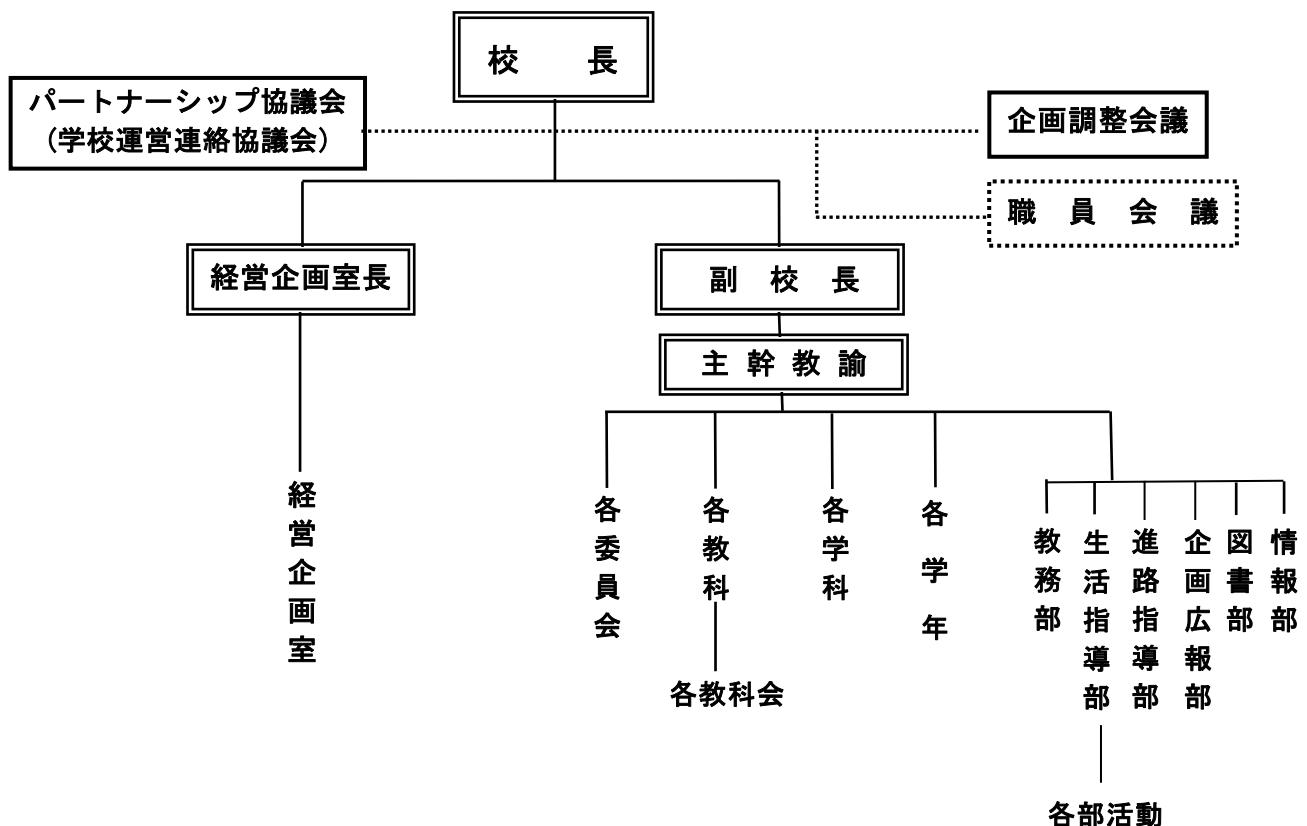
5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に教科会の開催状況を報告する。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するものほかは、校長が定める。

第15 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校內規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。